

神福支掲示第1号

竹原港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、竹原港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成30年7月1日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、神福支掲示第1号（平成21年3月9日）は廃止する。

平成30年6月29日

福山税関支署長 西村順子

第1 旅客、船員及びその他の交通者

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
電源開発株式会社竹原火力発電所構内各岸壁維けい船舶	電源開発株式会社竹原火力発電所正門。

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

電源開発株式会社竹原火力発電所構内各岸壁

（保税蔵置場とコンベア及びパイプラインによって接続された岸壁を含む。）